

公 示

水路業務法(昭和 25 年法律第 102 号) 第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和 7 年 10 月 23 日

第一管区海上保安本部長

石崎 憲寛（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（１）名称 小樽市

（２）住所 北海道小樽市花園 2 丁目 12-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

（１）区域 小樽港（中央地区・勝納地区、付図のとおり）

（２）期間 令和 7 年 11 月 1 日から令和 7 年 12 月 26 日まで
（うち 7 日間程度）

3 水路測量の実施方法

G N S S による測位、音響測深機による水深測定

4 航行船舶に対する安全措置

（１）水路測量実施船は、水路業務法施行規則第 6 条に定める標識（白紅白の燕尾旗）を掲げる。

（２）一管区水路通報にて周知する。

